日本地域福祉学会

地域福祉優秀実践賞選考規程

第 1 条（目的）

日本地域福祉学会地域福祉優秀実践賞は、地域福祉に関する優秀な実践を顕彰し、地域福祉にかかわる優れた実践を掘り起こすとともに、他の模範とすることによって、地域福祉の一層の発展と向上に寄与することを目的とする。

第２条（顕彰）

日本地域福祉学会地域福祉優秀実践賞は、毎年度１回選考を行い、全国大会にて顕彰を行うこととする。

第３条（応募）

応募は、毎年１月末日を締め切りとし、会員の推薦により、所定の書式によって行うこととする。

なお、当面の間、一度受賞した団体が実施主体となった実践は、審査・受賞の対象としない。

第４条（選考委員会の設置）

日本地域福祉学会地域福祉優秀実践賞受賞候補団体を選考するために、選考委員会を置く。

第５条（選考委員会の構成）

１．選考委員会委員は、理事会運営委員会委員をもって構成する。

２．選考委員会に委員長１名をおき、選考委員会は選考委員長が召集する。

第６条（審査の基準）

選考委員会は、応募のあった団体の地域福祉実践に関する先駆性・独創性、継続性・発展性、参加性・普及性、記録性について審査を行う。

第７条（受賞団体の決定）

受賞団体の決定は、選考委員会が推薦する受賞候補団体の中から、理事会が決定する。

第８条（規程の改廃）

この規程の改廃は、選考委員会の議を経て、理事会の承認を得なければならない。

付則

１．この規程は、2005 年 10 月 9 日より施行する。

２．この規程は、2008 年 10 月 12 日より一部改正施行する。

３．この規程は、2018 年 3 月 21 日より一部改正施行する。

４．この規程は、2025 年 6 月 20 日より一部改正施行する。